



平成 17 年 9 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社エスピーエス  
代 表 者 名 代表取締役社長 鎌田 正彦  
(JASDAQ コード番号 : 2384)  
問 い 合 せ 先 取締役管理本部長 入山 賢一  
電 話 番 号 03 - 5655 - 6110 (代表)

## 2010 年 10 月 8 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 9 月 21 日開催の当社取締役会において、2010 年 10 月 8 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 社債の名称

株式会社エスピーエス 2010 年 10 月 8 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)

2. 本社債の発行総額

5,000,000,000 円

3. 各本社債の額面金額

5,000,000 円

4. 本社債の発行価額

本社債額面金額の 100%

5. 本社債の利率

利息は付さない。

6. 払込期日及び発行日

2005 年 10 月 11 日(スイス時間)

7. 発行場所

スイス連邦チューリッヒ市

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

## 8. 募集に関する事項

### (1) 募集方法

Mitsubishi Securities International plc, London, Zurich Branch(以下「MSIZ」という。)の総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場(アメリカ合衆国を除く。)における募集。

### (2) 本新株予約権付社債の募集価格

本社債額面金額の 102.5%

## 9. 本新株予約権の内容

### (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により1株の100分の1の整数倍の端数が発生する場合には、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

### (2) 発行する本新株予約権の総数

1,000 個

### (3) 各本新株予約権の発行価額

無償とする。

### (4) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

(a) 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。

(b) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当りの額(以下「転換価額」という。)は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、本新株予約権付社債の条件決定日(平成17年9月21日とし、以下「条件決定日」という。)に、条件決定日の株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の105%以上115%相当額以下の範囲で、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。

(c) 転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で新たに当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社の有する自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{1株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われぬ。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(d) 2006年9月15日及び2007年9月14日(いずれも日本時間、以下それぞれ「第1決定日」及び「第2決定日」という。)まで(同日を含む。)の各10連続取引日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、第1決定日に決定した転換価額の修正については2006年10月2日、第2決定日に決定した転換価額の修正については2007年10月1日(いずれも日本時間、以下それぞれ「効力発生日」という。)以降、それぞれ、上記の方法で算出された額に下方修正される。かかる修正は、決定日(同日を含まない。)から効力発生日(同日を含む。)までの期間になされた調整に従うものとし、遡及的調整は無視する(但し、これに関連する当社の義務には影響を及ぼさない。)。但し、転換価額は、第1決定日現在において有効な転換価額の80%(1円未満の端数は切り上げる。以下「最低転換価額」という。)(上記(c)と同様の調整に服する。以下同様とする。)未満に修正されることはなく、転換価額が最低転換価額未満に減額される場合には、第1回及び/又は第2回修正後転換価額は、最低転換価額とする。

(5) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及び本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記(4)(b)記載のとおり決定される当初転換価額を前提とした本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は上記(4)(b)記載のとおり決定される額とする。

(6) 本新株予約権の行使期間

2005年10月24日から2010年9月24日の銀行営業終了時(ロンドン時間)まで。但し、本社債が下記10.(1)(b)、又はに定めた事由に基づき繰上償還された場合は、当該償還日に先立つ5営業日目の日の銀行営業終了時(ロンドン時間)までとする。また、当社が下記10.(1)(d)に定めた事由に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失時点までとする。上記いずれの場合も、2010年9月24日より後に本新株予約権を行使することはできない。

(7) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

本新株予約権の消却事由は定めない。

(9) 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れる額

本新株予約権の行使により発行する株券の発行価額に0.5を乗じ、その結果、1円未満の端数を生じるときはその端数を切り上げた額とする。

(10) 本新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により交付する普通株式に関する利益配当金又は中間配当金(商法第293条ノ5による金銭の分配)は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当支払期間(毎年6月30日及び12月31日に終了する各6ヶ月間をいう。)の期初に本新株予約権の行使があったものとみなして、これを支払う。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(11)本新株予約権行使請求受付場所(新株予約権行使代理人)

連合王国ロンドン市所在の Mitsubishi Securities International plc の本店

10. 本社債に関する事項

(1) 本社債の償還方法及び期限

(a) 満期償還

2010年10月8日(スイス時間)に本社債額面金額の100%で償還する。

(b) 期中償還

130%コールオプション条項による繰上償還

ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、30連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当社は、当該30連続取引日の最終日から15日以内にMSIZに対し書面で通知をし、かつ当該最終日から30日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえ、2008年10月10日以降2010年10月7日までの期間中、本社債残高全額(一部は不可)を本社債額面金額にて償還することができる。

税制変更による繰上償還

当社は、本社債に関する支払に関し本新株予約権付社債の要項に定める追加金支払義務が発生したこと又は発生することをMSIZに了解させた場合は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえ、本社債残高全額(一部は不可)を本社債額面金額にて償還することができる。

株式交換・株式移転による繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は、本新株予約権付社債の要項に定める一定の措置を講じること等を条件に、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえ、2005年10月11日以降、本社債残高全額(一部は不可)又は上記一定の措置において当社の申し出を承諾しなかった本新株予約権付社債の所持人の所持する本社債残高全額(一部は不可)を下記の償還金額で償還することができる。

2005年10月11日以降2006年10月10日まで	額面金額の105%
2006年10月11日以降2007年10月10日まで	額面金額の104%
2007年10月11日以降2008年10月10日まで	額面金額の103%
2008年10月11日以降2009年10月10日まで	額面金額の102%
2009年10月11日以降2010年10月7日まで	額面金額の101%

本新株予約権付社債の所持人の請求による繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、2008年9月10日以降2008年9月25日までの期間に、その所持する本新株予約権付社債の新株予約権付社債券を償還権行使の請求書に付して支払代理人であるMSIZ(以下「支払代理人」という。)に預託することにより、2008年10月10日において、額面金額にて当該本社債を償還することを当社に対して請求できる。

(c) 買入消却

当社又は当社の子会社は、スイス中央銀行の規則に従って、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債をMSIZを介して買い入れ、保有又は売却することができ、当社又は当社の子会社は、買い入れた本新株予約権付社債をMSIZに引き渡して消却することができる。かかる消却をする場合、消却された本新株予約権付社債に付せられた本新株予約権は同時に放棄されたものとみなされる。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(d) 債務不履行等による強制償還

本社債の元利金の支払遅滞、その他本新株予約権付社債の要項に記載の一定事由が発生し、MSIZ が本社債の期限の利益喪失を当社に通知した場合、当社は本社債残高全額を額面金額にて、当該通知受領より 15 日後に、それ以前に当該事由が治癒されない限り償還しなければならない。

(2) 本社債券の様式

無記名式新株予約権付社債券

(3) 担保又は保証

本社債には担保又は保証はこれを付さない。

(4) 財務上の特約

担保提供制限が付される。

11. 上場

該当事項なし。

12. 代用払込に関する事項

商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。

13. その他

安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

## (ご 参 考)

### 1. 資金の用途

#### (1) 今回調達資金の用途

本新株予約権付社債の発行による手取金概算額 4,970 百万円については、全額借入金の返済に充当する予定です。

#### (2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える見通し

今回の資金調達により、借入金の返済による金融収支の改善が見込まれます。

### 2. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けております。配当につきましては、将来の成長に備え資本の蓄積に配慮しつつ、業績に応じた利益配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

上記の基本方針に基づき、当社の業績動向及び配当性向等を総合的に勘案し、決定しております。

#### (3) 内部留保金の用途

内部留保金につきましては、株主資本の充実を図るとともに、企業体質の一層の強化ならびに今後の新規事業等に効果的に活用する予定であります。

#### (4) 過去 3 決算期間の配当状況等

(単体)

	平成 14 年 12 月期	平成 15 年 12 月期	平成 16 年 12 月期
1 株当たり当期純利益	1,514.74 円	8,689.68 円	1920.46 円
1 株当たり配当額	-	2,000 円	500 円
実績配当性向	-	23.0%	26.0%
株主資本利益率	2.4%	15.6%	4.8%
株主資本配当率	-	4.0%	1.4%

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、決算期末の当期純利益を期中平均株式数で除した数値です。  
2. 実績配当性向は、当該決算期間の 1 株当たり配当金を 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。  
3. 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。  
4. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。  
5. 平成 15 年 12 月期より 1 株当たり当期純利益の算定にあたっては、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

### 3. その他

#### (1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

#### (2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

##### エクイティ・ファイナンスの状況

##### 有償一般募集増資(ブックビルディング方式)

発行株式数	2,000株
発行日	平成15年12月15日
発行価格	100,000円
(発行価額)	68,000円)
発行総額	136,000,000円

##### 有償一般募集増資

発行株式数	5,500株
発行日	平成16年6月16日
発行価格	1,164,000円
(発行価額)	1,089,000円)
発行総額	5,989,500,000円

##### オーバーアロットメントのための第三者割当増資

発行株式数	940株
発行日	平成16年6月27日
発行価格	1,164,000円
(発行価額)	1,089,000円)
発行総額	1,023,660,000円

#### 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年12月期	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期
始 値	-	180,000円	342,000円	233,000円
高 値	-	388,000円	829,000円 1,580,000円 *515,000円	419,000円
安 値	-	165,000円	314,000円 302,000円 *188,000円	223,000円
終 値	-	345,000円	230,000円	395,000円
株 価 収 益 率	-	39.7倍	119.8倍	-

- (注) 1. 平成15年12月15日をもって日本証券業協会に店頭登録(平成16年12月13日以降はジャスダック証券取引所に上場。)いたしましたので、それ以前の株価につきましては該当事項はありません。平成16年12月12日までの株価については日本証券業協会、平成16年12月13日以降の株価についてはジャスダック証券取引所におけるものです。
2. 印は、平成16年4月20日付の株式分割(平成16年2月29日を基準日とし、1株を2株に分割)による権利落後の株価であります。
3. \*印は、平成16年8月20日付の株式分割(平成16年6月30日を基準日とし、1株を3株に分割)による権利落後の株価であります。
4. 平成17年12月期については、平成17年9月20日現在で表示しております。
5. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。